

シドニー日本産農水産物・食品輸出商談会2018

オーストラリアは、日本からの農林水産物・食品輸出（金額ベース）において第9位の輸出先です（2017年財務省貿易統計より）。国民の所得・生活水準も高く、付加価値が高い商品への購買意欲が高いため、他国産と比べると高価格ではあるものの、高品質な日本食品の市場開拓が大いに期待されています。

さらに、2018年5月29日、日本とオーストラリアの両政府の合意により、日本産生鮮牛肉のオーストラリア向け輸出が17年ぶりに再開される見通しです。

ジェトロはこうした情勢を踏まえ、生鮮牛肉や高品質な日本食品の市場開拓・販路拡大のため、シドニーで海外商談会を実施します。オーストラリアへの輸出にご関心のある事業者の皆様、是非この機会をご活用ください。

■ 商談会概要

主催：	日本貿易振興機構（ジェトロ） ※本事業は、農林水産省補助事業として実施します。
日程：	2018年 8月20日（月） 商談会 8月21日（火） バイヤー訪問（※希望者のみ） (詳細はP2「スケジュール」を参照)
場所 (商談会)：	シドニー市内のホテルまたはイベント会場
募集対象：	日本産農水産物・食品を取り扱う企業、農業法人および生産者団体等
必須条件：	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア向けに輸出商談を行う体制が整っていること ・試飲・試食のためのサンプルを現地商談会にて提供ができること。 (詳細はP4「ご参加の条件」参照)
募集定員：	20社
商談相手：	オーストラリアの輸入業者、小売業者、レストラン関係者（バイヤー、シェフ等）等
対象商品：	<p>オーストラリアで輸入可能な商品を取り扱う日本産の農林水産物・食品全般 <有望品目></p> <p>畜産物 : 生鮮牛肉 水産加工物 : ホタテ、珍味（例：スタミナホタテ、たこわさ等、お惣菜類）、寿司ネタ 加工品 : 有機／グルテンフリー食品、調味料（特に柑橘系〔柚子・かぼす・すだち等〕のソース）</p> <p>※現地輸入規制については、P6「輸入制度」にてご確認ください。 現地農業省が2015年時点で輸入を「制限」している食品のカテゴリーは下記のとおり。 ・豚肉・鶏肉、卵および卵製品 ・乳製品 ・種子、ナッツ類 ・生の果物、野菜</p>
申込方法：	<p>「ご参加にあたっての留意事項」を必ずお読みの上、2018年6月29日（金）12：00までに、必要事項をウェブページよりご登録の上、また商品情報については、メールにてお送り下さい。参加の可否は2018年7月上旬頃までにJETROよりお申込者に対して、直接メールにてご連絡します。</p>
応募ページ：	http://www.jetro.go.jp/events/afb/b213eef352d2348d.html 登録後は確認のため電子メールが送付されます。(出品の承諾ではございませんのでご注意ください。)
申込期間：	2018年6月8日(金)～6月29日(金) 12:00まで

■スケジュール

※スケジュールは変更される可能性がございますので、ご了承ください

月 日	時間	内 容
8月20日 (月)	午前	著名シェフによるバイヤー向け調理デモ/試食提供 (予定) ※開始時間は変更になる可能性あり
	13:00 - 16:00	シドニー日本産農水産物・食品輸出商談会2018 (会場：シドニー市内のホテルまたはイベント会場)
8月21日 (火)	11:00 - 17:00	バイヤー訪問 (※希望者のみ。詳細は事業者決定後にご案内します。)

ポイント1:
エンドユーザーとなるシェフ
を対象とした調理デモ/試食
提供を実施します。

ポイント2:
日本産食品に関心の高い現地
バイヤーとネットワーキング
ができます。

ポイント3:
バイヤー訪問を通じて、
現地市場ニーズを肌で感じる
ことができます。

<シェフによる調理デモご参加にあたっての条件>

著名なシェフを起用し、事業者様の商品を活用したメニューを、当日来場したバイヤーに対して調理デモ・試食提供を実施します。なお、会場の都合により調理デモ(実演)が行えない場合、シェフが予め調理した試食品のみ提供されます。

以下をご了承の上、お申込みください。

①サンプルの事前無償提供が可能

著名シェフのレシピ開発用(5名分程度)、商談会当日試食提供用(目安:120名分)の2回の輸送(到着目途:7月中旬、8月中旬の2回)が発生します。

②サンプル提供にかかる事前輸送手配および費用の負担

③シェフが現地の嗜好にあわせて調理するため、必ずしも事業者さまが想定するメニューになるとは限らないこと

④調理加工が必要と思われる商材を取り扱う事業者

■申し込み方法

※以下ステップ1、2の両方を完了して正式なお申込みとなります。

①企業/
商品情報
入力

ステップ① 【締切：6月29日(金) 12:00】

ジェットロHPの応募ページにアクセスし、申込フォームにて企業情報及び商品情報をご入力ください。

申し込みフォーム

<企業情報> : https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/syd_2018_01

<商品情報> : https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/syd_2018_02

・入力完了後、メールが配信されますので、ステップ②へお進みください。

②イベント
登録

ステップ② 【締切：6月29日(金) 12:00】

イベント参加申し込みページにアクセスし、イベントへご登録ください。

イベントページ

<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0052101K>

※初めてご利用の方は、顧客情報の登録が必要です。

■費用等について

- ・ 本商談会は「**現地集合、現地解散**」型です。
(現地への往復航空チケット、宿泊ホテル等は各自手配の上、ご自身でご移動願います。)

ジェットロが提供するサービス

- ・ 商談会を実施する経費（会場費、共用設備、レンタル料）
※試飲、試食に係る消耗品の準備は各社にて必ずご準備願います。
- ・ 通訳手配（日本語⇔英語）
- ・ 来場バイヤー向け広報資料の作成
- ・ バイヤー誘致活動（来場バイヤー向け本商談会の案内状作成、発送等）
- ・ 情報提供（現地の日本食市場や商談会の効果的な活用方法等についての情報提供）
- ・ ジェットロ海外コーディネーター、職員による貿易相談

ジェットロが提供するサービスに含まれないもの

上記サービス以外に係る経費は、出品者にご負担いただきます。主なものは次のとおりです。

- ・ 輸送に要する経費
 - 輸出梱包及び商談会会場までの通関・輸送費
 - 商談会終了後、出品物の処理（還送・転送等）
 - 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料
- ・ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費、移動に伴う交通費、食事代等）
- ・ 商談に使用する出品物の試食・試飲に係る費用、試食用消耗品（紙皿、紙、コップなど）
- ・ 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本商談会参加期間中の盗難保険料
- ・ 海外旅行保険及び賠償責任保険

また、調理デモご参加の事業者に関しては以下経費は出品者のご負担となります。

- ・ サンプル事前提供費（シェフレシピ開発用、当日試食提供用）
- ・ サンプル提供にかかる事前輸送費

■ご参加にあたっての留意事項

- ・ 本商談会は、日本産農水産物・食品を取り扱う企業、農業法人、生産者団体等のご参加とします。なお、見学のみのご参加はできかねますので、ご遠慮ください。
- ・ また、以下の条件に合わない場合やお申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容確認したうえで、ご参加をお断りする場合がございます。
- ・ 審査については、以下の「審査の項目」をもとに選考させていただきます。
- ・ 参加の可否は**2018年7月上旬頃まで**にジェットロよりお申込者に対して、直接メールにてご連絡します。

■ご参加にあたっての留意事項 (つづき)

ご参加の条件

1. 日本産農水産物・食品を取り扱うと判断される企業、農業法人、生産者団体等。
2. 商談相手国・地域へ輸出可能な品目（現地輸入規制や検疫条件等に合致するもの）であること。
以下P6「輸入制度」を必ずご確認ください。
3. 海外販路拡大のため、海外企業との出品物の商取引を目的とした商談が主な参加理由であること（自社等の広報や市場調査のみを目的とした参加は不可）。また、商談会参加後も、自らが主体的に海外企業との商談や出品物の輸出に関与できること。
4. 輸出商談を行うに当たって必要な社内体制（商談後のフォロー含む）、英文資料、その他の準備が整っていること。
5. 「申し込みフォーム」にて企業・商品情報の日英併記の入力が可能であること（翻訳は申し込み企業様の自己負担となりますのでご了承ください）。
6. 商談会参加期間前後及び期間中にジェトロが成果把握等のために行う実績報告書・アンケート・調査にご協力いただけること（現地代理店などと共同で商談を行われる場合も、本アンケート・調査の対象に含まれます）。アンケート・調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので、必ずご協力下さい
7. 輸出経験のない企業等については、商談会での商談を円滑に進める観点より、ジェトロが実施する「商談スキルアップセミナー（無料）」を商談会へのご参加までに受講していること。

<ジェトロHP イベント情報 セミナー・講演会>

<https://www.jetro.go.jp/events/seminar.html>

(参考) 審査の項目

1. 当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 過去の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のジャパンパビリオン/海外商談会におけるルールの遵守状況

※募集定員を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際にはご参加をお断りすることもございます。

■ご参加にあたっての留意事項 (つづき)

商談会に関して

- 本商談会における実際の商談・取引は、お客様の判断と責任で行って頂きます。万一お客様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。
- 参加者に基礎知識を習得していただくためのセミナー等を実施しておりますので、ご活用ください。
【平成30(2018)年度農林水産物・食品分野出展海外見本市、海外商談会、国内商談会、セミナーの計画】
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- 商談会へ招致するバイヤー（卸売、小売、外食、流通業者等）はジェットロが広くお声かけし、バイヤーが自由に日本企業と商談する形式のため、特定のバイヤーの来場の有無、来場時間をお伝えすることができません。また参加企業間で商談件数が異なること予めご理解願います。また、特定バイヤーとの商談希望がある場合は、申込フォームにご記入下さい。なお、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。
- バイヤー情報については参加決定後、ご連絡致しますが、直前で変更となりうる点、ご了承下さい。
- ジェットロは、商談会において、ご希望に応じて通訳を準備します。なお、この通訳は日本語・英語ですが、ビジネスの仲介に責任を持つものではありません。
- 会場全体の基本的構成、会場内でのブース位置は出品内容によりジェットロにて決定させていただきますので、あらかじめご承知置きください。

サンプル品の持込み

- **商談時に使用するサンプル品については、参加者の責任の下、現地へ輸送またはお持込みして頂くこととなります。**
- なお、輸送業者を使用せず、EMSでサンプル商品を送付した場合、税関で指し止めされるケースがございます。税関での受け取り制限が発生した場合は、お客様の自己責任にて引取りをお願いしております。ジェットロおよび商談会会場ともに一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ジェットロでは、特定の輸送・通関業者を指定していませんので、各社がご自身で選定し、直接手続き、お取引いただき、商談会当日に商品サンプルをご準備いただけるよう、ご調整下さい。輸送通関費用は、必ず事前の見積り入手をお勧めします。また、商品の日持ち、検疫等には、十分ご配慮の上、お早めにご準備下さい（現地の情勢、輸入規制等によっては、サンプルが持ち込めない場合がございます）。動植物検疫、その他手続きが不適切な場合は、商談会当日のサンプル提供の取り止めをお願いする場合がありますのでご了承ください。また、商談会終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。
- 輸送に伴うトラブルを考慮し、サンプルとして通関すること、数回に分けて輸送していただくのが良いと思われます。
- 日本産農林水産物・食品に対する食品の輸入に関する規制が設けられています。場合によっては、必要書類をご準備頂く必要がありますので、ご注意下さい。なお、具体的なご質問等ございましたら、輸出・輸送業者、またはジェットロ本部輸出相談窓口へご相談ください。
(ジェットロ 農林水産・食品輸出相談窓口 TEL : 03-3582-5646)

各スケジュールへの参加について

- 商談会には、原則、各社から最低1名はご参加頂きますようお願いいたします。
- 商談会場の1企業様あたりのスペースは限られるため、大人数で参加の場合は人数を調整いただく場合がございます。

■ご参加にあたっての留意事項（つづき）

輸入制度

オーストラリアでは、豚肉、鶏肉、生鮮食品、卵・乳製品などに輸入規制が設けられています。お申し込みの前に必ずご確認ください。出品物はジェットロで事前審査し、輸出が困難と判断された場合は、一旦参加可のご連絡を差し上げた後であっても参加をご遠慮いただくことがございます。

食品の現地輸入規則および留意点

国別マーケティング基礎情報	https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Marketing/marketing_basicinfo_au_201702.pdf
オーストラリア向け輸出手続き関連情報	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/trade_05.html
日本食品消費動向調査（豪州）	https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/bdc91564aa749f3d/201603rpau.pdf
日本からの農林水産物・食品輸出に関する各国・地域の制度調査（豪州）	https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/29b089d8c7f85ca5/rPau-201703.pdf
日本からの輸出に関する制度	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/foods/exportguide/
食品添加物規制調査 オーストラリア	https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/02ead2aee3b3ef8e/rpAUS_tenka_201511.pdf
加工食品の現地輸入規則および留意点： オーストラリア向け輸出 （ジェットロ貿易・投資相談）	https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-071004.html

畜産物における輸出入に関する制度

豪州向け生鮮牛肉の輸出について	http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/180529.html
牛肉の輸入規制、手続き	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/foods/exportguide/beef.html

水産物における輸出入に関する制度

豪州向け輸出水産食品の取扱いについて	http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/australia/index.html
水産物の輸入規制、輸入手続き	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/foods/exportguide/marineproducts.html

青果物における輸出入の制度

植物防疫所HP	http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html
豪州 品目別検疫条件一覧表	http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/oc/australia/kamotsu.html

菓子・調味料・アルコール飲料における輸出入の制度

菓子の輸入規制、輸入手続き	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/foods/exportguide/pastry.html
調味料の輸入規制、輸入手続き	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/foods/exportguide/seasoning.html
アルコール飲料の輸入規制、輸入手続き	https://www.jetro.go.jp/world/oceania/au/foods/exportguide/alcohol.html

■ご参加にあたっての留意事項（つづき）

農林水産物・食品輸出協力企業について

- ・ ジェトロが一定基準を設け公募によって収集した、農林水産物・食品の輸出を行う商社・貿易会社・船社（船舶代理店）・航空会社（航空代理店）・輸送会社・物流会社・海貨会社・フォワーダー・輸出梱包サービス会社・保険会社のリストを掲載しておりますので、ご活用ください。

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html

免責

- ・ 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により商談会又は関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは参加申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、参加者がお支払い頂いた航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害をジェトロが補填することは致しかねます。
- ・ 予定しているスケジュール期間内およびその前後を通じて発生した傷病、事故等のいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。不測の事態に備え、渡航に際しましては参加者ご自身の責任により、旅行保険等に個々にご加入頂きますようお願い致します。
- ・ 商談会会場で生じた出品者所有物等の盗難については、ジェトロは一切責任を負いません。高価な出品物、自社ブースに持ち込むパソコン、デジタルカメラ等の出品者所有物には商談会期間中の盗難保険を付保されることをお勧めします。
- ・ 「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本商談会のご出品をお断りします。
- ・ 相応の理由なしに出品キャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。
- ・ ご提供頂いた個人情報は、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。あらかじめご了承ください。

応募についてのお問い合わせ先

ジェトロ農林水産・食品部 農林水産・食品事業推進課（担当：小林、三好、和泉）

（TEL）03-3582-5546 （FAX）03-3582-7378 （E-mail）afb-bizmatch@jetro.go.jp

オーストラリアへの輸出に関する規制関連のお問い合わせ先

ジェトロ農林水産物・食品輸出相談窓口

（TEL）03-3582-5646 <受付時間>平日9時～12時/13時～16時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。

（国内事務所一覧）<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>